

大村市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

令和 7 年 5 月 2 7 日

長 崎 県 大 村 市

第 1 趣旨

この方針は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 3 4 条の規定に基づき、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策等の財源に充てるため、国から譲与される森林環境譲与税の活用に向けた基本方針を定めるものである。

第 2 現状と課題

本市の森林面積は 5, 9 5 9 ヘクタールで、総面積の 4 7 % を占めており、その内民有林（国有林以外の森林）は 3, 6 1 5 ヘクタールで 6 1 % となっている。本市では、これまで国や県の森林整備事業や市の単独事業等により森林の整備を推進してきた一方、森林所有者の不在村化、相続による世代交代等の影響から整備が行き届かない森林の増加が懸念されている。

市としては国から譲与される森林環境譲与税を活用し、適切な森林の整備やその促進等につながる取り組みを計画的かつ効果的に推進していく必要がある。

第 3 森林環境譲与税の活用についての基本的な考え方

1 森林の整備に関する施策

本市の私有林では、森林経営計画制度に基づき、林業事業体等に森林の整備を委託するなど、計画的かつ適切な森林の整備が行われている。しかし、一部では整備が行き届かない森林もあることから、森林の所有者に対して、市が意向調査等を行い森林管理の方法等の把握に努めるとともに、意欲と能力のある林業経営体等に森林の経営・管理を委ねる等の働きかけを行い、森林の有する公益的機能の維持増進に向けた森林の整備を推進する。

2 人材の育成及び担い手確保に関する施策

森林の有する公益的機能の維持増進を図るために、森林の整備を行う担い手の技術及び技能の向上を図り、労働安全と衛生及び福利厚生、その他の施策を講じることにより、人材の育成及び担い手確保を推進する。

3 普及啓発に関する施策

市民は森林の有する公益的機能が発揮されることにより多くの恩恵を受けていることから、一人ひとりが森林の価値や森林づくりの重要性について理解と関心を高め、市民共有の財産である森林を社会全体で支えていくための普及啓発等を推進する。

4 木材の利用の促進に関する施策

市内のスギ・ヒノキの人工林の過半が材齢50年を超えており、森林資源の成熟が進んでいる。このため、今後は「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を進めることが重要であることから、「大村市木材利用促進基本方針」に基づき、公共施設等の木造・木質化の促進、木製品の導入等を促進する。

5 その他の森林の整備の促進に関する施策

林道及び作業道は、効率的な木材搬出や周辺住民の生活道路としての機能を有することから安心・安全に利用できることが不可欠である。また、近年多発する大雨や台風等の被害を未然に防ぐため、林道及び作業道の適切な維持管理のための整備を促進する。

第4 森林環境譲与税の活用策

1 森林の整備に関すること

- (1) 地域森林計画対象森林のうち、経営管理が行われていない私有林人工林について、森林経営管理法に基づく経営管理意向調査、森林の現況調査、経営管理権集積計画の作成、保育間伐の実施
- (2) 森林経営管理制度の推進に係る森林情報の整理や管理システムの導入、地籍調査未済箇所における境界明確化の促進
- (3) 森林病虫害等による被害森林において、人的被害や公共施設等への被害が懸念される被害木の伐倒処理や薬剤散布、抵抗性樹種の植栽
- (4) 近年の豪雨、台風等による被害の激甚化・頻発化に伴い、森林法第2条第1項に規定する森林を対象に、重要ライフラインや避難施設等に被害を及ぼすおそれのある森林や地域住民の安全・安心を確保する上で必要な森林の整備

2 人材の育成及び担い手確保に関すること

- (1) 林業事業者が行う林業機械や安全装備の導入等、労働安全性の向上や労働環境の改善、経営基盤の強化に要する経費の支援
- (2) 林業事業者への福利厚生支援
- (3) 林業従事者の研修会参加や資格取得等、技能向上に要する経費の支援

3 普及啓発に関すること

森林の機能や木材の良さを市民へ周知するため、市民を対象に木製品の作製・配布

4 木材の利用の促進に関すること

- (1) 市産材や県産材を使用した公共施設等の木造・木質化、公共施設への木製品設置等の導入推進
- (2) 市有林内の間伐材を利用した木製品の作成・配布の導入推進

5 その他の森林の整備の促進に関すること

林道や森林作業道の維持修繕、沿線の支障木伐採

6 実行体制の整備に関すること

未整備森林の解消を円滑に推進するため、本市職員の技術力向上にかかる研修や森林資源情報の調査・管理等、事業を行う上で必要となる経費

第5 その他

地域の実情等に応じて、本方針に基づく新たな取組が必要と認められる場合は、本譲与税を活用することができるものとする。